令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立玄界高等学校
課程又は教育部門	全日制課程



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、あらゆる教育活動を通じ、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校が一丸となって組織的にいじめ防止対策に取り組み、いじめが起こらない教育環境を確立することが重要である。これらのいじめ防止等の対策は、生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、地域や家庭・関係機関との連携をより実効的なものにしながら、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から全ての児童生徒を対象とする発達支援的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換を図り、いじめを許さない学校風土を確立していくことを目標としている。

2 いじめの未然防止(未然防止のための取組等)

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という実態を踏まえ、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送るために全教職員で以下の未然防止の取組を行う。

- (1)全ての教職員のいじめに対する共通認識を図るために、「学校いじめ防止基本方針」の共通 理解やいじめに関わる生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に実施する。
- (2) いじめにつながる可能性のある発達障がいを含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、震災により被災した生徒等、特に配慮が必要な生徒については、生徒情報の共有を十分に行い、教職員の正いい理解の促進を図る。
- (3) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や体罰等がいじめの発生や深刻化を招くなどいじめの遠因となりうると捉え、研修等により共通認識の適正化や体罰禁止意識等の徹底を図る。
- (4) 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的 に参加・活躍できるような学級集団づくりを行う。【居場所づくり】
- (5) ホームルーム活動等において、集団の一員としての自覚や自信、互いに認め合える人間関係 の中で自己有用感をもたせ、心の繋がりを感じ合える場を設定していく。【絆づくり】
- (6) いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、ホームルーム活動 等において行う。

- (7) 生徒を日常的に観察し、積極的に声を掛けることによって、生徒が教職員に不安や悩みについての相談やSOSを出しやすい環境をつくる。
- (8) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

3 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

(1) 基本的考え方

いじめは大人が認識しにくい形で行われると捉え、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人的に判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。そのため、日頃から的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できるような校内体制づくりをおこなう。

このように日頃から教職員間の情報交換を積極的に行い、情報を共有して速やかに対応する。 その手段として、心の健康アンケート・教育相談・相談箱の設置・関連機関の相談電話等の周知 を計画的に行い、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、地域や家庭と連携して、生徒のささい な変化に気付くように努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①毎週の担任会および学年主任等連絡会(学校保健委員会)で生徒の動向(不登校、長欠、友人関係による問題等)について情報共有し、その後の対応等について検討する。
- ②毎月1回の「いじめに特化したアンケート(記名・無記名)」および学期に1回の「学校生活アンケート」、年2回(7月、12月)の保護者への「家庭用チェックリスト」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ③各学期1回、学級担任等による「いじめ早期発見チェックシート」で確認する。
- ④スクールカウンセラーによる教育相談の実施等によりいじめの正確な実態把握に取り組む。
- ⑤日常的に生徒の表情、学校生活の様子や人間関係を観察し、ささいな変化や訴えも真摯に受け 止め早急に対応を図る。
- ⑥からかいや悪ふざけ等の行為についてもいじめに繋がる「いじめの入口」と捉え、すぐに謝して良好な関係を築けた場合も正確な実態把握のもとで適切な対応をとる。その際、5W1H(誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。
- ⑦校内2箇所の相談箱の設置や各相談窓口を周知して、生徒や保護者が日頃からいじめを訴えやすい環境を作る。また、学期に1回程度、学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているか点検を行い、より良い信頼関係を構築できる体制づくりを目指す。

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

(1) 基本的考え方

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に

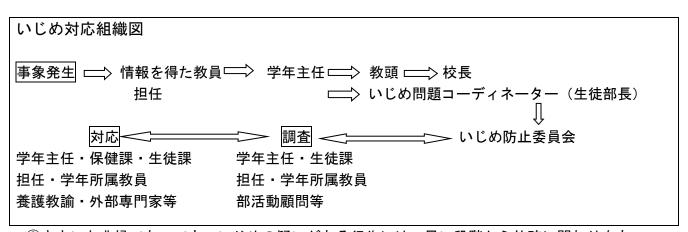
対応する。

いじめが認知された場合は、教育的配慮に基づいて速やかに組織的に対応する。被害生徒 を 徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、社会性の向上等、生徒の人格成長に主眼を置いて指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と 連携して対応する。

インターネットや携帯電話等を利用したいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること、重大な人権侵害に当たり被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることから、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなどの情報収集を行うとともに、ネット上のいじめに対処する体制を整備し、インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で毅然とした態度でその行為をやめさせる。 生徒や保護者からの相談や訴えに対しては真摯に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせ てきた生徒の安全を確保する。
- ②いじめが疑われる行為の発見・通報を受けた場合、正確な情報収集に努め、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止委員会で対応を検討するとともに教職員間で情報共有を図り組織的な対応を行う。
- ※いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
- ※部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また、 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。



- ③ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にあ る事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④発見・通報を受けた教職員は直ちに学年主任を通じ、管理職及びいじめ防止委員会に報告する。 調査は委員会が中心となって関係教職員で事実の聞き取り等を行い、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、校長が学校設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。その際、判断材料が不足している場合は関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめ防止委員会を中心に、いじめられた生徒からの事実関係の聴取を行う。その際、訴えが

多大な勇気によるものであることを重く受け止めて迅速な対応を図る。被害生徒に責任が無いことをはっきり伝え、必ず解決できる希望が持てることを伝える。また、自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮するとともに個人情報の取り扱いに注意する。その日のうちに家庭訪問等を実施して迅速に保護者に事実関係を伝え、できる限り不安を除去するように努める。また、必要に応じて加害生徒を別室において指導を行い、状況によっては特別指導を行うなど、被害生徒の安全や安心して教育を受けられる環境の確保を図る。また、必要に応じて、外部専門家の協力を得る。事後も継続して充分に配慮し、アンケートや聴き取り等により日常的に状況の観察と情報収集・対応を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめ防止委員会を中心に、いじめたとされる生徒から事実関係を聴取し、事実が確認された場合は、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家等の協力を得ながら組織的にその再発を防止する。また迅速に保護者に連絡し、事実についての保護者の理解・納得を得た上で、学校と保護者が連携して適切に対応できるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対しても継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導においては、いじめが人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、その行為の重大性を自覚させるとともに、教育的配慮に基づいて、特別な指導計画による指導を行い、必要に応じて懲戒を加える。〔学校教育法第 11 条に拠る〕ただし、生徒が自らの行為の悪質性を理解して、健全な人間関係を育む力を養うことを目的とし、健全な人格の発達のために充分な配慮を伴った指導を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えて教職員や保護者へいじめの実態を知らせることの必要性を理解させる。また、いじめに同調する行為はいじめに加担する行為であること、集団全体でいじめを根絶しようという姿勢を持つことの重要性を理解させる。事後の人間関係の修復や好ましい集団活動の再開のために、個々の生徒が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。また、いじめの再発の可能性は常時あると考え、日常的な注意深い観察を怠らないようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みが発見された場合は、被害の拡大を防ぐため、プロバイダに速やかに削除を求めるなど、直ちに必要な措置を講じ、必要に応じて、関係機関の協力を得る。また、早期発見のため、学校ネットパトロールを実施して、ネット上のトラブルの早期発見に努める。 大人の目に触れにくく発見しにくいネットワークについては、情報モラル教育を更に進めるとともに、保護者にも理解を求め、ネット上のいじめを未然に防止する。

(7) いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。その 他、様々な状況を考慮しながら判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為

により心身の苦痛を感じていないと認められること。

上記①および②の条件を満たすために、クラス担任や教科担当者による観察、スクールカウンセラーやクラス担任による面談、特別支援コーディネーターおよびクラス担任による家庭訪問などを通して被害生徒の状況確認を行っていく。そして、①および②の条件を満たした場合、いじめ防止委員会において確認を行い、その他の要件を勘案した上で、校長が「いじめの解消」を判断する。また、事後の被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。加害生徒に対しても経過観察、面談および指導を継続していく。

5 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 〇「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 などのケースが想定される。
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

いじめによって重大事態(被害生徒の自殺・重大な障害・金品等の重大な被害・精神性の疾患等)が発生した場合、学校長は直ちに県教育委員会へ報告し、県教育委員会は県知事に事態の発生について報告する。学校は県教育委員会の指導のもと速やかにいじめ防止委員会によって調査を実施する。それによって、いじめがどのような様態で行われたか、いじめを生んだ背景事情や人間関係、また、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。

また、必要に応じて専門的な知識・経験を有する第三者の参加を求める他、設置者による調査 と連携して調査を実施し、速やかに重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止に努め る。

(2)調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を適切に報告する。他の生徒のプライバシー保護への配慮等、個人情報に充分に配慮して情報を適切に提供するために、アンケート結果を提供する旨を、調査対象となる生徒・保護者に事前に説明する。学校長は調査結果を県教育委員会へ報告し、県教育委員会はこれを県知事に報告する。また、県知事に対して、いじめを受けた生徒・保護者への情報提供の内容・方法・時期等についての指導・助言を仰ぐとともに、今後の同種の事態防止策、いじめを受けた生徒・保護者等の調査結果に対する保護者等所見を含めた本事態全般においての調査結果を報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1)組織の名称 いじめ防止委員会
- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を持って行うが、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する関係者等により構成されるいじめ防止等のための組織(いじめ防止委員会)を置く。また、スクールカウンセラー等外部専門家の参画について、生徒・保護者に周知する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能 重大事態の発生の防止に資するため、速やかに上記の組織を母体とする組織を設け、質問票の 使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。また、 必要に応じて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係また特別の利害関係を有しない有識者 の参加を請い、当該調査の公平性・中立性を確保する。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めている。本校ではいじめの未然防止の観点から教育環境を整備・点検しながら、人権教育と道徳教育の充実を学校運営計画の重点目標とし、生徒、保護者、学校評議委員会等による教育活動の実践評価をしている。

- ① 「十則」の趣旨を理解させ、実践力を伴った道徳性を身につけさせる。(自己評価)
- ② 問題行動やいじめの撲滅に向けた未然防止の徹底と適切な対応 (家庭用チェックリスト、 学校生活アンケート、部活動点検等による評価)
- ③ 集団における自他の役割を理解させ、適切な行動がとれるようにする。(面談、カウンセリング等による評価)